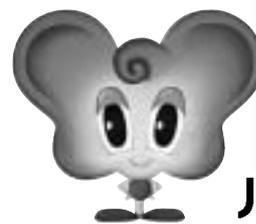


衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙が、8月30日公示、9月11日投票の日
程で執行されます。
投票日には、棄権せずに、あなたの貴重な一票を投票しま
しょう。



パピット

栃木県選挙イメージキャラクター

投票できる人

昭和60年9月12日以前に生
まれた日本国民で、平成17年
6月1日以前から引き続き上
三川町に住所を有し、住民基
本台帳に登録されている人

る際には、お忘れのないよう
にお願いします。

もし、入場券を紛失した場
合でも、選挙人名簿に登録さ
れていれば投票できますので、
投票所の係員に申し出てくだ
さい。

町内での住所変更

8月15日までに町内で住所
異動の届出をした人は、新し
い住所の投票所で投票できま
す。8月16日以降に住所を異
動した人は、旧住所の投票所
で投票してください。

投票用紙は3種類です

小選挙区選出議員選挙と比
例代表選出議員選挙の2種類
があります。また、最高裁判
所裁判官の国民審査も併せて
行われます。投票の際には、
お間違えのないように十分注
意して投票してください。

点字投票・代理投票

目の不自由な人には、点字
器を用意しています。また、
身体が不自由などの理由で字
の書けない人は、投票所の係
員が代筆します。いずれも、
投票所の係員に申し出てくだ
さい。

入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに封書
で郵送します（1人世帯の人
は葉書で郵送します）。投票す

こんな投票は無効です

小選挙区選挙：栃木第一区
（宇都宮市、上三川町、南河内
町）から立候補している候補
者の氏名（個人名）を書いて
投票してください。

次のような投票は、せつか
く投票しても無効になってし
まいますので、気をつけて投

投票区・投票所・投票区域一覧（投票時間＝午前7時～午後8時）

投票区	投票所名	区 域
第1	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・東蓼沼東・東蓼沼西
第2	本郷中学校体育館	西蓼沼・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・露無
第3	本郷北小学校体育館	西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・本郷台団地第1・ 本郷台団地第2・ひがしはら
第4	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第5	中央公民館大集会室	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第6	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・並木
第7	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畑・睦淵・ 雇用促進住宅・友愛苑
第8	※多功コミュニティセ ンター集会室	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区（1～199番地）・ 間の田・西浦・富士見台・県営住宅
第9	明治小学校体育館	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区（200番地～）・川中子2区・ 下神主・上神主・鞘堂・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・薄市・トータスホーム
第10	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・川中子3区・石田下坪・ 西田南・西田北・島崎・石田上坪

※現在、明治南小学校体育館が改築工事のため、今回の選挙は、第8投票区の投票所は、多功コミュニティセンター集会室になりますのでご注意ください。

票してください。

- ・所定の用紙を用いないもの
- ・候補者でない者、又は候補者となることのできない者の氏名を記載したもの
- ・被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・候補者の氏名のほかに他事を記載したもの
- ・候補者の氏名を自書しないもの
- ・どの候補者を記載したか確認しがたいもの
- ・白紙投票
- ・単に雑事を記載したもの
- ・単に記号、符号を記載したもの

期日前投票・不在者投票(宣誓書(兼請求書)の記載が必要です。)

投票日当日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当が見込まれる人は、期日前投票をすることが出来ます。

期間：衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙

8月31日(水)～9月10日(土)

午前8時30分～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査

9月4日(日)～10日(土)

場所：役場3階中会議室

なお、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができない人は、不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)にご相談ください(期間は、期日前投票の場合と同様です)。

郵便等による不在者投票(代理記載制度)もあります。

郵便等による不在者投票ができる人は次のとおりです。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証(以下単に「被保険者証」という。)に要介護状態区分が要介護5と記載されている人

※なお、右記に該当していても、障害の箇所や等級等により郵便等による不在者投票が認められない場合がありますので、詳しくは委員会までお問い合わせください。

問い合わせください。

また、郵便等による投票をする場合には、「郵便等投票証明書(以下「証明書」といいます。)」が必要です。証明書の有効期限は、①及び②に該当する人については交付の日から7年、③に該当する人は交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。証明書の交付を希望する場合は又は交付済みの証明書の有効期限が過ぎていたり紛失している等の場合は、早めに委員会に申請等の手続きをしてください。郵便等による不在者投票の請求の期限は、投票日の4日前まで(9月7日(水)の午後5時まで)です。

入院(所)中の人は

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院(所)先の施設、又は委員会にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会

☎91116

自分の投票所を確認しましょう

投票所のご案内



行こうよ投票！ 未来を託す この一票！